

○農林水産省令第四十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十二年十一月二十七日

農林水産大臣 佐藤 隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の三の項地域の欄中「北緯二十八度四十分」を「北緯二十七度五十五分」に、「喜界島、久米島」を「久米島、宮古群島」に改め、同表の四の項地域の欄中「北緯二十八度四十分」を「北緯二十七度五十五分」に改め、「喜界島及び」及び「宮古群島」を削る。

別表四の三の項地域の欄及び別表五の三の項地域の欄中「北緯二十八度四十分」を「北緯二十七度五十五分」に、「喜界島、久米島」を「久米島、宮古群島」に改める。

附 則

この省令は、昭和六十二年十一月三十日から施行する。